

東京弁護士会 期成会

発行人  
東京弁護士会 期成会  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6  
小谷ビル4F  
日比谷シティ法律事務所内  
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104  
発行責任者 代表幹事 濱田 広道  
政策委員長 黒岩 哲彦

# 2016年度 私たちの政策

## 立憲主義を取り戻す

はじめに	P. 1
第1 平和主義と基本的人権関連（安保法制）	P. 1
1 違憲の安保法に反対し、その廃止に向けた行動を！ ～立憲主義・民主主義の回復のために～	P. 1
2 ヘイトスピーチと表現の自由	P. 2
3 原発被害者支援	P. 2
4 教育のあり方	P. 3
5 労働法制改悪に反対し、人間らしく働くための雇用環境の 実現を	P. 4
第2 民事司法改革	P. 4

### 目次

第3 これからの刑事弁護の実務	P. 5
第4 法曹養成・法曹人口	P. 5
第5 弁護士会のあり方	P. 6
1 法律相談センターの再生のために	P. 6
2 若手が弁護士自治の担い手となるために	P. 7
3 男女共同参画の一層の推進をめざして	P. 7
4 都市型公設事務所のあり方	P. 8
5 会費問題	P. 8
6 不祥事対策	P. 8

### はじめに

憲法が危ない。

2015年9月19日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法が参議院本会議で強行採決され成立した。戦後70年にわたって守ってきた日本の針路を大きく変える事態である。法案成立にあたって、特に弁護士の資格も有する議員たちが正規の改正手続きではなく解釈による改憲を容認し、憲法違反が明らかな法案を後押しまでした状況は看過できない。

東弁は、日弁連その他と一丸となって、憲法違反の法律を廃止させるための運動を継続する必要がある。

弁護士・弁護士会がこういった取組をするのは、弁護士法第1条第2項に規定された「法律制度の改善」のためであるから、まさに弁

護士の使命の実現である。

また、東日本大震災と原発事故の被災者支援に、引き続き取り組む必要がある。

その他の課題に目を転じると、成人年齢・少年法適用年齢の引き下げが大きな問題としてある。選挙権が18歳に引き下げられたことを理由にするのは誤りである。投票行動は、議員を選ぶに過ぎず、投票者が何らかの法的義務を負うものではない。しかし、成人年齢と少年法適用年齢を引き下げれば、18歳から20歳までの者が現在の成人と同じ法的立場におかれることになる。その違いを無視して、短絡的に結論を導き出してはならない。

派遣法は既に改正されてしまった。事業者は、職種の限定なく派遣労働者を使用することができるようになり、同一の職について3年ごとに労働者を代えれば、無期限に派遣労働者を雇い続けることができるようになった。その弊害が心配される。

民法（債権法）改正については、伝統的理論からの転換が図られているが、実務への影響が未知数である。成立・施行のときはいずれ到来するので、備えておく必要がある。

刑事法分野では、法案に含まれるおとり捜査・通信傍受や司法取引が被疑者・被告人の人権を侵害しないか、監視する必要がある。

弁護士の増加と多様化が進む中で、弁護士自治の重要性に対する認識が薄れてきているように思われる。弁護士自治は、国民の権利利益を守るための制度的保障である。我々はそのことを自覚し、弁護士自治を奪われないよう身を律するとともに、弁護士自治を支えていかなければならない。

期成会としては、2016年度も引き続き、わが国の司法を良いものにするため、全力を尽くす決意である。

## 第1 平和主義と基本的人権関連（安保法制）

### 1 違憲の安保法に反対し、その廃止に向けた行動を！ ～立憲主義・民主主義の回復のために～

#### (1) 憲法違反の安保法

2015年9月19日未明、参議院本会議において、平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下「安保法」という）の法案の採決が強行された。

安保法は、存立危機事態における集団的自衛権の行使を容認し、後方支援において核兵器を弾薬として輸送することを可能とし（武力行使の一体化）、外国軍隊の武器等防護の規定に歯止めがないため武力の行使となる危険性があるなど、日本国憲法の定める恒久平和主義に違反するものである。

また、本来憲法を改正しなければならないことを、閣議決定や法律の制定・改正により行うことは、憲法第96条を潜脱し、国民主権を侵害するものである。

歴代政府が一貫して主張してきた集団的自衛権行使は許されないという憲法規範の内容を、一内閣の閣議決定と法律により変えてしまうことは、憲法により個人の人権を守るために国家権力を制限しようという立憲主義の基本理念に反するものである。

このように、安保法は、日本国憲法が定める立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義及び国民主権の基本原則に違反し、違憲である。

それに加えて、地方公聴会の結果が参議院平和安全法制特別委員会に報告も審議もされず、委員長の声も聞き取れないほど混乱した中で採決されたことなどに対しては、採決の手續きに瑕疵があるとの指摘もされている。

## (2) 個々の市民による自発的な行動 —健全な民主主義の現れ

政府与党が国会で多数を占めているにもかかわらず、大幅に会期が延長され、しかも会期末に採決を強行せざるを得なかった背景には、安保法の成立に反対する国民世論の高まりがあった。

2015年6月4日の衆議院憲法審査会における憲法学者3名の違憲発言を契機に、国会審議において違憲性が大きな争点となる。それに対して、政府は、集団的自衛権行使容認の立法事実を合理的に説明できないなど、違憲性への疑念を払拭できないばかりか、むしろそれを増幅させた。そのため、今国会での安保法成立に反対する世論が6割を超えるまでになった。それにもかかわらず、政府与党は採決を強行しようとし、それに対して、個々の国民が主権者として自覚的かつ自発的に安保法の成立阻止に向けた行動に参加してきたのである。国政に民意が十分反映されず、代表民主制が機能不全に陥るなかで、それを克服するものとして、集会・デモ等の直接民主主義的な政治参加が広がっていったのである。

このように、安保法案をめぐる攻防は、安保法案の成立阻止はもとより、国政のあり方の根幹を形成している民主主義や立憲主義を擁護する闘いとしての性格を有しており、健全な民主主義の現れといえる。

## (3) 弁護士会と広範な国民各層との 共同行動

東弁は、日弁連と共同しながら、法曹関係者、学者、若者、母親、ジャーナリスト、マスコミなど広範囲な国民各層と共同しながら、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回と安保法を成立させないための取り組みを旺盛に行い、数か月にわたり国会前反対行動にも参加し続けてきた。

また東弁独自の取り組みにも多くの市民の参加を得たり、あるいは市民からの反響も大きかった。

複数回にわたる東弁会長声明、なかでも歴代全会長による声明、戦後70年会長談話、東京女性弁護士101人大集合企画などへのマスコミや市民の反響は大きく、なかでも東京弁護士会戦後70年企画「伝える～戦争と平和」写真展・資料展・親子企画・シンポへは多数の市民が参加した。

さらに日弁連主催で東弁も大きな役割を果たした、学者と法曹関係者約300名が一堂に会し安保法廃案を求める記者会見と日比谷野音集会是、大イベントとして反対運動へ大きな影響力を与えた。

様々な立場から一堂に会することが困難な団体や個人も、弁護士会の集会であれば参加するなど、弁護士会が団体と個人をつなぐ要としての役割を果たすことができ、それにより、立憲主義の理解の広がりを作り、日弁連、東弁はじめ弁護士会への国民の信頼を育むこととなった。

## (4) 違憲の安保法に反対し、その廃止 に向けた行動を

安保法が採択されたことは、立憲主義と民

主主義の破壊の始まりである。立憲主義と民主主義は国のあり方の根幹を形作るものであり、安保法にいかなる立場をとろうとも堅持されなければならないものである。弁護士会は、これまで築きあげてきた国民各層との信頼関係を基礎にしなが、違憲の安保法に反対し、それを廃止し、立憲主義と民主主義を回復するための行動を行うことが極めて重要である。

今後は、南スーダンへのPKO派遣に向けた準備が進められるなど、安保法が適用・運用される動きが出てくる。それに対して、法律専門家の立場から、立憲主義と民主主義、恒久平和主義を堅持する立場から反対の意見を述べたり、シンポジウム、街頭宣伝、院内学習会、野外集会、パレードなどを開催し、広く国民に対して、その危険性と問題点を明らかにしていくことが重要である。

弁護士会は、違憲の安保法に反対し、その廃止を求める行動を通じて、立憲主義と民主主義の回復のための行動を積極的に行うべきである。

## (5) 沖縄問題

沖縄の圧倒的多数の民意を無視して、政府は辺野古新基地建設を押し進め、知事の埋立承認取消の撤回を求め代執行裁判に及んでいる。集団的自衛権にも深くかわり、我が国の民主主義・地方自治が問われている。東弁は毎年沖縄と交流をしており、支援が求められている。

## 2 ヘイトスピーチと表現 の自由

近時、在日コリアンが多数生活する新大久保や大阪鶴橋等全国各地で差別・排外主義団体が人種差別集会やデモ行進を繰り返している。これら集会やデモでは、「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ」といった口汚い言葉を投げつけながら、特定民族に対する憎悪や差別心を掻き立てる扇動行為が行われている。これら行為は、扇動行為の対象とされた人々に被害を与えるだけでなく、社会に差別や憎悪を蔓延させ、暴力や脅迫を容認する社会風土を招きかねない。1923年に発生した関東大震災での数千人の朝鮮人虐殺も、ヘイトスピーチが蔓延した結果であった。

国際自由権規約や人種差別撤廃条約では、人種差別行為による深刻な害悪に鑑み、締約国に対し、人種差別撤廃政策を遂行し、人種差別を禁止し、終了させる義務を課している。しかし日本政府は、これら規約・条約上の政策や義務を殆ど履行してこなかった。そのため、国際機関から差別是正のための勧告が相次いでいる。もはや事態は猶予を許さない。

日弁連は、2015年5月7日付けで、「あらゆる日常生活又は社会生活における個人に対する不当な差別的取り扱いとともに、ヘイトスピーチを公然と行うことを許さない」ことをその内容に含んだ人種差別撤廃に向けた基本法の制定を求める意見書を発表している。しかし、基本法整備の取り組みでは、ヘイト集会やデモを直ちに止める即効性はない。

東弁では、かかる事態に対処すべく、今、しばしばヘイトスピーチの舞台になる地方公共団体の公共施設の現場で悩む職員向けに、

どのような場合に利用を拒否できるのか、その場合、集会の自由との調整をどう考えればよいのか、などの問題に立ち向かうパンフレットを作成している。

ヘイトスピーチの規制は、一步間違えると正当な言論活動の規制に利用されかねない両刃の剣でもある。このような点も検討の上、パンフレットでは「公共施設において人種差別行為が行われる恐れが客観的な事実を照らして具体的に明らかに認められる場合には施設の利用を拒否できる」との基準を打ち立てている。ヘイトスピーチ問題は、民主主義の根幹をなす表現の自由に豊かな実果を实らせるための試練でもある。

日本政府の取り組みを待っているだけでなく、前期基本法の整備も視野に入れて、消極的な政府の姿勢を追及し、一般市民の関心を高めるための活動に取り組む必要がある。

## 3 原発被害者支援

### (1) 避難指示の解除と賠償打ち切り

政府は、2015年6月12日、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（福島復興加速化指針）を改定し、居住制限区域と避難指示準備区域について、遅くとも2017年3月までに避難指示を解除するとの目標を定めた。また、同指針は、同区域における精神的賠償について、避難指示解除の時期にかかわらず、2018年3月分まで支払うことを東京電力に対して指導するとした。

居住制限区域と避難指示準備区域の原発事故前の人口は約54,800人であり、避難指示区域全体の7割を占めている。

①しかし、避難指示の解除は、追加被ばく線量の低下の状況、インフラや生活関連サービスの復旧状況、地元や対象住民との十分な協議等を踏まえ、各区域の実情に応じて判断すべき事項であり、それらの実情を無視して一律に避難指示を解除することは相当ではない。

特に、政府は、追加被ばく線量について年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることを避難指示解除の要件としているが、わが国では、原子炉設置運転規則に基づく告示等、国際的な勧告を踏まえ、一般公衆に対する被ばくの限度として、1ミリシーベルト基準が採用されてきたのであり、被害住民の健康を守るためには、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下であることが確認された地域から慎重に行うべきである。

また、上記の避難指示解除の対象地域においては、未だ除染が進捗していない、除染後も高い放射線量が測定されている、インフラや生活関連サービスの復旧の見通しが立っていない、建築業者の人手不足のため元の自宅の改修や建て替えの着工の見通しが立っていない等の実情が存在しているのであり、かかる実情からして、2017年3月までに避難指示の解除や帰還の条件が整うとは考え難い地域が多い。避難指示の解除は、これらの各地の実情を踏まえ、地元や対象住民との協議を十分に行った上で、個別に慎重に判断すべきである。

②東京電力は、同指針を受けて、2015年8月26日、居住制限区域と避難指示準備区域の被害者に対して、避難指示解除の時期にか

かわらず、原発事故から7年後の2018年3月まで一人当たり月額10万円の避難慰謝料と避難費用の賠償を行う旨を公表した（これに合わせて帰還困難区域に対する賠償も2018年3月まで行うとしている）。

しかしながら、上述のとおり避難指示の解除は当該地域の実情に応じて個別に判断がなされるべきであり、東京電力が2018年3月までで一律に賠償を打ち切りするという対応を行うことは許されない。

加えて、避難指示が解除されたからといって、1年間で被害者が元の生活に戻れる保障はないのであり、避難指示解除後の賠償の終期について被害者の生活実態に応じて個別に判断すべきである。

## (2) 区域外避難者への避難先住宅無償提供の終了

福島県は、2015年6月15日、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者が入居する応急仮設住宅と民間借上げ住宅の無償提供を、避難指示区域以外からの避難者（区域外避難者）については、2017年3月末で終了すると発表した。

避難指示区域外からの避難者数は3万人を超えると報道されており、内閣府と福島県が開示した情報によれば、2014年末時点で、区域外避難者に提供されている「みなし仮設住宅」は9261戸であり、うち福島県外は4845戸であるとの報道もなされており、いまだに多くの区域外避難者が避難を継続している実情にある。

また、福島県が2015年4月27日に発表した避難者意向調査によれば、区域外避難者の58.8%が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、46.5%が入居期間の延長を求めている（前年度から2.5%増）。延長を求める理由としては、58.3%が「生活資金の不安」を、56%が「放射線影響の不安」をあげている、とされている。

したがって、2017年3月で、区域外避難者への避難先住宅無償提供の一律に打ち切られた場合の影響は計り知れないものとなる。そして、住宅無償提供の打ち切りは間接的に被害者に期間又は移住を強制する結果となりかねず、とりわけ区域外避難者に対する一人ひとりの避難・滞在・帰還のいずれの選択も尊重する人間の復興の理念に真っ向から反するおそれがある。

2012年6月に成立した子ども・被災者支援法は、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」（1条）を確認し、「被災者生活支援施策は、被災者一人一人が第8条第1項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」（第2条2項）と定めている。

また、帰還するか否かは、避難先での生活の実情、子どもの学校生活、家族の就労状況、被災地の現状を踏まえて、避難者が自由に選択する事柄であり、避難者の生活状況や避難者の意思を無視して帰還を促したとしても、真の復旧・復興は図れない。そして、前述したとおり、被害住民の健康を守るためには、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下

での生活環境が確保されることが必要であり、元の居住地がこの被ばく線量を超える場合には、避難の権利を認めて必要な支援が行われるべきである。

したがって、被災者の意向や生活実態に応じて避難先住宅の供与を更新する制度の立法措置を講ずることが求められるべきである。十分かつ具体的な支援策が実現しないまま一律に区域外避難者への応急仮設住宅の供与を2017年3月末で終了するとしたことの撤回を求めるべきである。

## 4 教育のあり方

### (1) 教育に関する情勢

「教育再生」の名の下に戦後の教育の基本枠組を変更する教育「改革」は、教育に対する管理・統制と競争主義的教育を押し進め、教育に関する憲法や教育基本法上の原則を歪め、子どもの学習権や成長発達権を損なうおそれがある。また、いじめの問題については、いじめ防止対策推進法の成立後も未だいじめを苦に自殺する事件が後を絶たない。弁護士会には、教育「改革」の流れを押し止める積極的な取り組みや、いじめの問題における弁護士会の果たす役割の大きさを踏まえた取り組みが求められる。

### (2) 道徳教育の教科化

道徳科目の教科化は、道徳を「特別な教科」に格上げし、「教科書」使用を教師に義務付け、「国を愛する態度」等を含む「教育目標」について授業での応答や日常生活の態度などから子どもを「評価」するものである。2015年3月に文部科学省は小中学校の道徳の新たな学習指導要領を告示し、教科としての「道徳」の授業は小学校が2018年度、中学校が2019年度から実施される予定である。これに先立ち2016年度に教科書検定が実施され、2017年度に教科書の採択手続も行われる。しかし、道徳の教科化は、国が是とした特定の考え方や価値を「善い」ものとして子どもに強制することになりかねず、子どもの思想・良心の自由、学習権等を侵害するおそれがある。東弁は2014年7月に道徳の教科化に反対する意見書を出しており、広く市民にこの問題を訴えなければならない。

### (3) 教育委員会制度の変更

2014年6月の地方教育行政法「改正」により、地方教育行政における政治的中立性・自律性、継続性・安定性等を確保するために設けられた従来の教育委員会制度が変更され、首長が主宰する常設機関として「総合教育会議」が設置された。2015年度から各自治体で新教育委員会制度への移行が順次なされ、総合教育会議も開催されている。しかし、この新しい制度は、地方自治体首長の権限や国の教育行政への関与権限を強めるもので、教育の政治的中立性を損ない、教育の自主性・自律性を破壊するおそれがある。東弁は、2014年3月に教育委員会制度改革に反対する会長声明を出したが、首長の独善によって教育の政治的中立性が害される運用がされないよう慎重に注視していく必要がある。

### (4) 教科書採択

2014年1月に教科書の検定基準が改定さ

れ、社会科教科書に政府の統一的な見解に基づく記述を義務付けるなど、教科書の内容に時々の政府の直接的な介入をもたらすものとなった。また、2014年4月の教科書無償措置法の改正は、採択地区内にある市町村の教育委員会に、採択地区協議会の協議結果に基づく教科書の採択を義務づけている。そして、2014年7月から8月には上記検定基準に合格した教科書から中学校の教科書採択が行われ、一部の自治体では社会科（歴史・公民）で立憲主義や平和主義を軽視する出版社の教科書が採択された。

しかし、これらの制度の変更は、教育内容に対する政治的介入や国家管理を招き、教育への「不当な支配」を禁止した教育基本法第16条にも違反するおそれがある。東弁は、2014年4月に教科書無償措置法改正法成立を受けて会長声明を、2015年5月に教科書検定基準の改定及び教科書採択に関する意見書を出した。子どもの学習権が侵害されたり、恣意的な運用によって教育の政治的中立性が害されぬよう注視していく必要がある。

### (5) いじめ対策

2013年6月にいじめ防止対策推進法が成立したが、その後もいじめを苦にした子どもの自殺は後を絶たない。学校や自治体に設置されるいじめ問題に対応する各機関（第三者委員会等）において、法律の専門職である弁護士の果たす役割は大きい。また、学校のいじめ対策のための取り組みとして、弁護士会で行っているいじめ予防授業への授業は益々増えている。弁護士会は、いじめによる子どもの被害を少しでも減らすため、十分な体制を整えたいうでこれまで以上にいじめの問題に積極的に取り組む必要があるとともに、いじめ防止対策推進法の付帯決議に定めた法施行から3年後の見直しに向けて検討を進める必要がある。

### (6) 法教育の普及

法教育は、自由で公正な民主主義社会の維持発展及び自己実現のために不可欠である。2015年6月の公職選挙法改正で選挙権の下限年齢が18歳に引き下げられ、学校における主権者教育の重要性は高まり、法教育の果たす役割は益々大きくなっている。東弁では、法教育を実施する委員会が集まる法教育サミットを開催したり、自治体への広報を積極的に行うなど、組織的に法教育への取り組みを進めているが、刑事模擬裁判やいじめ予防など一部のプログラムの需要は増えているものの、法教育全体で見ると未だ広く浸透しているとは言い難い。今後、法教育の更なる普及に向けて、法教育の要綱及び評価基準の作成、弁護士と教員・教育研究者との密な連携による優良な授業案・プログラムの作成、教員養成課程における法教育の講義・演習の実施、市民の法教育への理解を深めるための広報などに積極的に取り組む必要がある。

### (7) その他の教育課題

教育「改革」に伴う様々な制度の変更が進められている。2015年6月の学校教育法改正で設置された「義務教育学校（9年）」による小中一貫教育の制度化（平成28年度から実施予定）、教員免許制度の国家資格化（准免許制など）、選挙年齢引下げに伴う教員の政治的行為に対する規制、国立大学における国

旗掲揚・国歌斉唱の実施要請や人文科学系・教員養成系の学部廃止の動きなどが懸念される。弁護士会は、これらの制度変更が、憲法の保障する学問・良心の自由や教育に対する不当な支配の禁止（教育基本法16条）等の観点から問題がないかを注視し、警鐘を鳴らしていかなければならない。

## 5 労働法制改悪に反対し、人間らしく働くための雇用環境の実現を

### (1) 労働者がおかれている現状

厚生労働省の調査によれば、派遣など非正規の割合は2014年10月ついに40.0%に達し、前回2010年調査の38.7%から大きく増加した。

正規はますます絞り込まれて長時間・過密労働（不払い残業も）や過大な職務責任にさらされており、うつ病等の精神疾患を患う労働者が引き続き増えている。

他方、非正規の労働条件はますます悪化しており、雇用形態による「社会的身分」が固定化しつつある。非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、無期・直接雇用の原則を実現することが急務である。

### (2) この間の労働法制改悪等の動向と2016年度の課題

#### ①「改正」労働者派遣法への対応

安倍政権は、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」にすることを標榜し、労働者の生存・生活・健康を守るために不可欠な規制を「既得権益の岩盤規制」としてこれを「改革」する施策を次々打ち出している。

2014年の通常国会では、3年ごとに入れ替えれば使用者は同じ常用業務に派遣労働者を継続して使うことができる一方、派遣労働者は3年で入れ替えられ雇用が著しく不安定となる改正労働者派遣法が、広範な反対世論を押し切って可決成立させられた。今後は、派遣元の雇用安定措置義務の「活用」等による派遣労働者の救済及び派遣労働者の過酷な実態を踏まえた法改正に取り組む必要がある。

#### ②新たな労働時間制度（「定額働かせ放題」法）、裁量労働の拡大に反対を

実際に働いた労働時間に関係なく一定の賃金を支払うだけの新たな労働時間制度を定めるとともに、裁量労働制の対象業務の拡大を図る労働基準法改正案が、2014年の通常国会に上程され継続審議となっている。新たな労働時間制度は、年収等の一定の要件を充たす労働者について法定労働時間の規制を取り払うもので、労働者はどれだけ働いても残業代はゼロとなり、無限定な長時間労働を強いられる。裁量労働制の対象業務の拡大も、対象業務が曖昧・広範で、多くの社員や下位管理職に濫用される危険がある。

現在でも長時間労働を原因とする脳・心臓疾患やメンタル疾患が多発している中、「過労死・メンタル疾患促進法」とも言える労基法改正に強く反対していく必要がある。

#### ③解雇の金銭解決制度創設の動向を注視し、機敏な対応を

裁判所で解雇無効の判決がなされても、使用者が労働者に一定の金銭を支払えば労働契約を解消できる制度について、厚労省の下で研究会が発足し審議がされている。

違法・無効な解雇をしても、一定の金銭を支払えば雇用打ち切りが可能になるため事実上の「首切り自由化法」であるし、労働組合の執行部等が解雇されれば労働組合の組織や活動が著しく弱体化される危険もある。研究会の動向を注視し、機敏な対応を行う必要がある。

#### ④女性活躍推進法の問題点と取組み

女性の職業生活における活躍を推進するため2014年の通常国会で可決成立した同法だが、女性差別の実態が端的に現れる賃金について把握等が改善項目に入らなかったなど不十分な点が多い。今後策定される省令・指針を活用しながら、労働時間の上限規制や差別是正など、法施行後の実効性のある運用を求めていく必要がある。

#### ⑤ブラック企業が社会問題となっている

今必要なことは、労働法制の改悪ではなく、現状の規制を生かして労働者保護を図りつつ、労働時間や派遣労働等について規制を強化することで適正な雇用環境を実現することである。

### (3) 弁護士会としての具体的取組みを

- ① 労働相談活動の拡充、広報活動の拡充
- ② 労働事件・労働問題に関する会内研修会等のさらなる充実
- ③ 労働法制改悪等に関する意見書や提言、会長声明等の発表
- ④ 労働者・市民の啓発のためのシンポジウム等の開催
- ⑤ 高校や大学等での労働法教育の更なる推進
- ⑥ 厚労省や経営者団体、労働組合、裁判所等との協議や連携の強化
- ⑦ 労働審判制を含む権利救済システムの拡充と更なる活用

## 第2 民事司法改革

### (1) 最高裁への提案内容

2014年8月、日弁連と最高裁との間で民事司法改革に関する公式協議を行うことが決まった後、協議は同年9月から開始され、①基盤整備、②証拠収集手段の拡充、③判決・執行制度の拡充、④子どもの手続代理人制度の充実、という4分野につき部会を設置し、また、各部会の進行状況を確認等する親会をも設置して協議が進められている。2015年10月末現在まで、②の部会を除く部会及び親会は7回ないし10回の協議を重ねている。以下、2015年10月末現在における状況を報告することとしたい。

基盤整備部会においては、日弁連は、最高裁に対し、概要、以下に列挙する2015年7月14現在の日弁連提案の骨子のとおりの具体的な提案をし、現在、最高裁と協議している。

- ①労働審判制度実施支部の拡大に向けた提案
  - ・帯広等、早急に労働審判制度を実施すべき10支部の提案
  - ・労働審判員の年齢、管轄、人数について柔軟な運用をすることの申入れ
- ②非常駐支部の運用改善のための提案
  - ・麻生（水戸）等、常駐化すべき9支部（内3支部は直ちに常駐化すべき）の提案
  - ・秩父（さいたま）等、開廷日を拡大すべき7支部（内3支部は直ちに拡大すべき）の提案
  - ・臨時填補の活用に向けた広報の必要性
- ③合議事件取扱支部の拡大に向けた提案
  - ・岸和田（大阪）等、合議事件の取扱を求める10支部（内4支部は特に、早急な合議事件取扱を求める）の提案
- ④家裁出張所の運用改善に向けた提案
  - ・飯能（さいたま）等、調停期日を拡大すべき家裁出張所11出張所の提案
  - ・大町（長野）等、調停期日を拡大し、かつ、審判事件を取り扱うべき家裁出張所3出張所の提案

・村上（新潟）等、出張調停を実施すべき家裁出張所9出張所の提案

・出張調停の活用に向けた広報の必要性

- ⑤支部の新設・復活に向けた課題協議の提案
- ⑥裁判所庁舎新築等の手続きに関する提案
  - 裁判所庁舎の新築等の際に、構想段階もしくは予算要求以前の段階から裁判所と弁護士会等との間で建築内容等に関する協議を行うに当たってのガイドライン制定等の検討

### (2) 現在の議論状況と今後の方向性

基盤整備部会における議論に関連して、まず、新宿出張調停の利用促進を図る方策を講じるべきである。また、上記⑥に関しては、2014年9月3日、中目黒に知的財産や破産等ビジネスに関連する担当部を集めるビジネスコート構想の記事が発表されている。この構想が地域的なリーガルサービスに対して大きな影響を与えることが明らかである。東弁としては、裁判所側に対し、上記新庁舎が、ハード面のみならずソフト面も含め、リーガルサービスが利用しやすいものとなるよう、具体的な意見を積極的に述べるべきである。

証拠収集拡充部会は、他の部会と比較すると協議の開始時期が遅く、10月末までの間で5回しか協議をしていない。現在、弁護士会照会や文書提出義務についての議論を行っている。なお、弁護士会照会の関係で、現在、東弁は株式会社三井住友銀行との協定書の締結を検討している。同行と二弁との間で既に協定書が締結済みであり、条件交渉は困難であるが、手数料として3000円支払うことになっていること（同行において照会の必要性及び相当性を弁護士に確認してもらおうためとのこと）をどのように判断するか、また、現在無料で照会に応じている他行への影響について検討しているところである。

執行制度の拡充部会においては、最高裁との間で、財産開示命令、第三者財産照会、手続違反者名簿について議論し、協議を進めて

いる。また、同部会における論点整理・意見交換をスムーズに反映させるために、民事司法改革推進本部内に学者、弁護士、経済界及び最高裁で構成される研究会対応のバックアップチームを設けることとされた。

子どもの手続代理人制度の充実部会については、日弁連が2015年8月21日付け『「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」の送付及び周知について（依頼）』を作成し、各弁護士会会長宛に送付した上、最高裁にも情報提供し、上記文書は、最高裁から各家庭裁判所事務局長宛に同月24日付けにて周知された。現在20件弱の事例にとどまっているが、上記文書によってマニュアル化することにより現場の活性化が期待されている。今後は、法テラスを利用する方法等による国費化の議論を進め、また、法務省を加え、三者間での協議が進められる予定で

ある。

最後に、司法アクセスの関係で議論されている権利保護保険の関係では、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、被害事故、人格権侵害、借地・借家、遺産分割調停、離婚調停及び労働に関する法的トラブルが対象範囲となる新しい保険商品（「弁護のちから」）を取り扱うこととなり、かつ、2015年8月19日付けで同社と日弁連が、上記の新商品に関し、LAC制度の追加協定を締結し、同年12月1日より運用が開始された。なお、東弁としては、提供する名簿作成に当たり、適正な内容になるよう努力する必要がある。

以上のとおり、概ね順調に民事司法改革への協議等が進んでいるものといえるが、今後も、東弁としては日弁連をバックアップし、使い勝手の良い民事司法改革を実現すべく、鋭意努力する必要がある。

前よりも任意開示に応じることが多くなったこと、被告人質問先行型と呼ばれる審理方式が採用されることが増加したことではないかと思う。

公判前整理手続に付されない否認事件や1回結審の事件であっても、弁護人が任意開示請求をすれば、検察官は柔軟に対応し、証拠を開示してくることが多い。

(4) 被告人質問先行とは、被告人供述調書の任意性に争いが無い場合でも、その採否を留保し、公判で被告人質問を先行させ、必要な供述がなされた場合は、供述調書については検察官が請求を撤回し、あるいは裁判所が却下するという運用をいう。この被告人質問先行については、一部検察官からは異論があるようである。しかし、「人証」が「分かりやすさ」と「的確な心証形成を可能にする」点で書証に対してメリット・優位性があることは、被告人の供述についても当てはまるのであり、被告人質問先行が望ましい場合も多いと思われる。弁護人が事件ごとに判断すべきである。なお、東京地方裁判所での運用については、現在のところ、裁判官が主導的に弁護人に働きかけた上で実施している場合もあるようであるが、被告人質問先行が望ましい場合には、弁護人から裁判所に実施を求めていくべきであり、その判断を裁判所に委ねるものではない。

以上に述べた以外にも、裁判員裁判の影響と思われるものはあり、また、今後も制度や運用は変化し続けるとと思われる。

(5) ところで、この変化に弁護人が対応できているのかが重要な問題である。

いくつかの事件をみると、公判前整理手続で弁護人が開示を受ける証拠の量、予定主張の内容、法廷技術は、各弁護人によって大きな差が出てきているように思われる。現に裁判員アンケートでは、弁護人への厳しい評価がなされることが多い反面、弁護人のほうがわかりやすかったという結果になっているものもある。

刑事弁護は、常に変化する手続を学び、日々実践するという弁護人の不断の努力が求められるものになっている。

そこで、弁護士会としては、弁護人となる会員に対し、刑事弁護の手続、技術を伝えるための充実した研修が不可欠である。

％、その多くが法科大学院修了後1年目または2年目で合格している。

しかし、制度開始後10年を経過したが、法曹需要は想定どおり増加しておらず、司法試験合格者は1800人程度にとどまっており、法科大学院は修了者の司法試験合格率の低迷、未修者教育の困難、大学間格差の拡大等により、入学志願者が急激に減少して多くの法科大学院が募集停止や廃校を余儀なくされる危機的状態となっている。

こうした危機の主な原因としては、法曹需要の過大な想定に加え、法科大学院創設当初の乱立と過剰定員、司法試験受験の負担の重さ、法曹養成過程全体を通じた時間的経済的負担の重さ等が指摘できる。

これに対し、政府は2011年以降、「法曹の養成に関するフォーラム」、「法曹養成制度検討会議」、「法曹養成制度改革推進会議」を相次いで設置し、関係各省庁に加え最高裁、日弁連、法科大学院関係者とも協議しつつ対

## 第3 これからの刑事弁護の実務

2009年5月に裁判員裁判が開始されてから既に6年が経過し、刑事裁判は変化した。裁判員裁判で目指す直接主義・公判中心主義は、裁判官裁判にも影響を与えているように思われる。

公判前整理手続・裁判員裁判により生じたと思われるこれまでの変化と、裁判官裁判への影響、及び、弁護人の対応について述べる。

(1) 公判前整理手続では、類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求により、弁護人は検察官に対して証拠の開示を求めることが可能となった（並行して、検察官から任意で証拠が開示されることもある。）。

そして、公判前整理手続における、証拠意見・予定主張書面の提出に伴い、争点が明確化したことを理由に罪証隠滅に及ぶ具体的・現実的な危険性は乏しいとして、否認事件であっても保釈許可決定がなされる件数も増加している。

(2) 裁判員裁判における量刑の判断方法が明らかになった。

「量刑とは『被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること』にある」とした上で、具体的には「動機・行為態様・結果等の主要な犯情事実に着目して、当該事件をある程度類型化して捉え」（社会的類型）、「法定刑の幅の中における当該事件の相対的位置づけ」を検討した上で、「当該事件の社会的実体（違法性・有責性の観点からその犯罪行為を特徴付ける要素を盛り込んだ犯行の全体像）を踏まえて、その事件をどのようなものとして理解するか（すなわち、当該犯罪行為の重さをどの程度のものとして全体の中に位置づけるか）」について議論し、刑の数量化を行なう、とされている。

模擬評議でも、この考え方にそって評議がなされていたようである。

弁護人は、このような量刑評議がなされていることを前提に、主張及び証拠の選択を行なわなければならない。

(3) 裁判官裁判の変化としては、検察官が従

## 第4 法曹養成・法曹人口

### (1) これまでの経緯と現状

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、法曹を国民により身近な「社会生活上の医師」として位置づけ、法曹の活動領域が拡大し法曹への需要が増大することを想定して、司法試験合格者3000人を目標として掲げるとともに、質量ともに豊かな法曹を養成するために法科大学院を中核とする法曹養成制度を提言し、これに基づき2004年から法科大学院が開校した。この改革は、旧司法試験の「点の選抜」の下での、過酷な受験競争による多年受験、合格者高齢化、法学教育と法曹実務の乖離等の弊害を踏まえ、法曹専門教育

機関である法科大学院を創設し、法曹専門教育と司法試験・司法修習との有機的連携を制度上確保する「プロセスとしての法曹養成」をめざしたものだ。

こうした法曹養成制度改革の成果として、法科大学院を修了した司法試験合格者は2015年までですでに1万8392人に達しており、その大部分は法曹として、一部は企業や国・自治体内の法律専門家として活躍している。法学部以外の学部や社会人からの法曹志願者も当初は多く、各法科大学院の取り組みにより専門分野の開拓や活動領域の多様化も進みつつある。司法試験合格率も、目標の7～8割には達していないものの、累積合格率で約50

策を検討してきたが、昨年6月30日に法曹養成制度改革推進会議が「法曹養成制度改革のさらなる推進について」を決定し、当面、これに基づいて政府の施策が進められることになった。

その基本的方向は概ね次のとおりである。  
○法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続する。

○法曹人口については、(合格者3000人の目標を撤廃し)当面、司法試験合格者が年1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進める。

○法科大学院については、司法試験に概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指し、そのため平成30年度までを集中改革期間として取組を進める。

○予備試験については、法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討する。

○司法試験については、(短答式試験の科目削減、受験回数制限の廃止に加え)選択科目の廃止の是非の検討、方式・合格基準等の一層適切な運用をはかる。

○司法修習については、導入修習の実施等により修習内容の充実をはかるとともに、経済的支援の方策についてもさらに検討する。

以上の基本方針は、法科大学院を中核とする法曹養成制度を維持しつつ、法曹人口の過大な目標を修正し、各段階の改善改革を進めるものであるが、なお検討すべき課題が多い。

法曹の活動領域拡大については、法曹養成制度改革推進会議と並行して法務省で開催された有識者懇談会とその下の3分科会(法務省と日弁連の共催)で活動領域拡大へ向けた端緒がつけられたが、この取組をどう継続するかが重要な課題である。

また、法科大学院については、上記の平成30年度までの集中改革期間に組織見直し、教育の質の向上、経済的・時間的負担軽減の各課題に取り組むこととなっており、その成否が入学志願者減少から増加に転じるために必須である。

さらに、司法修習については、法曹養成過程全体を通じた時間的・経済的負担の問題として改善策を検討する必要があるが、根本的には学生でも法曹でもない中途半端な修習生の地位と身分の見直しについて議論すべきであろう。

## (2) 日弁連の方針

日弁連は上記の推進会議決定に対し、司法試験合格者数や法科大学院制度改革、司法修習生に対する経済的支援などの一定の改革案が示されたことを評価しつつ、今後、この改革案を踏まえ、関係諸機関、諸団体と連携して法曹養成制度の改革に尽力し、法科大学院における教育や司法修習の充実に取り組むとともに、法曹の活動領域の拡大や司法アクセスの拡充等を図り、質・量ともに豊かな法曹が社会において幅広く活躍できるようその責任を果たすとの会長声明を発表している。

法曹の活動領域拡大や司法アクセスの拡充、法科大学院教育の改革、司法修習の充実等の諸課題はいずれも日弁連が主体的に関与すべき重要課題であり、今後、法務省、最高裁、文部科学省等の関係諸機関・団体と連携して取組を継続していくための連携体制の構築が急務である。

## (3) 東弁のとりべき方針

東弁としても、司法制度改革と法曹養成制度改革を推進する従前の基本的立場を踏まえ、日弁連と連携し、法曹の活動領域拡大と法曹人口増加ペースの適正化、法科大学院を中核とする法曹養成制度の改善・改革に積極的に取り組むべきである。

その基本方針は以下のとおりである。

### ○法曹の活動領域拡大

日弁連は法務省の開催した「法曹有資格者の活動領域拡大に関する有識者懇談会」と並行して、法曹の活動領域拡大を日弁連としても推進するため、理事会内に法律サービス展開本部を設置し、その下に自治体等連携センター、ひまわりキャリアサポートセンター、国際業務推進センターを設け、各弁護士会の協力を得て取り組みを進めてきたが、法務省の上記有識者懇談会が終了した後も、諸課題を継続的に進める態勢づくりと取組が重要となっている。東弁としても法律サービス展開本部の活動を支え、自治体連携活動、組織内弁護士の拡大、海外展開活動の強化といった諸課題に引き続き積極的に取り組むべきである。

### ○法曹人口

司法試験合格者を1500人程度に減員するためには法科大学院定員及び実入学者の適正化、法科大学院の厳格な成績評価と修了認定の徹底、司法試験の出題及び採点基準の適正管理といった法曹養成制度全体の視点から評価検討を行っていくことが必要である。また、上記合格者数の目標自体、一定期間後には見直しがなされる可能性もあり、継続的に法曹需要を検討していくことが必要である。

### ○法科大学院

法科大学院については、司法試験合格率の改善や未修者教育の抜本的な改革などにより法曹養成制度の中核にふさわしい信頼を高め、入学志願者を回復することが喫緊の課題である。そのために、現在進められている法科大学院の統廃合及び定員の適正化をさらに

推進し、研究者と実務家の連携強化による授業改善、インターネット等も活用した法科大学院間の授業連携等の多様な取組を強化し、教育の質を向上していく必要がある。

### ○予備試験

予備試験の現状の問題点は、法科大学院を経由しない者のために法曹への道を確保するという制度趣旨に反し、法科大学院在生及び法科大学院進学予定の法学部生が受験者及び合格者の大半を占めているという点にある。これは法科大学院教育の信頼と権威を高める上記の課題と表裏一体の問題であり、法科大学院在生が安心して法科大学院の授業に専念しうる状況をつくるのが何より重要である。こうした法科大学院教育の改善状況を見つつ、予備試験のあり方を引き続き検討していく必要がある。

### ○司法試験

司法試験については、短答式試験の科目削減と受験回数制限の廃止が実施されたが、この影響を検証しつつ、法科大学院教育との有機的連携をさらに強め、法科大学院修了者の7割以上が合格するような水準で運用されるようにすべきである。

### ○司法修習

司法修習では、導入修習が実施される反面、分野別実務修習はさらに短縮された。これを踏まえ、弁護実務修習期間にガイドラインに沿った充実した修習ができるよう修習委員会において修習生の受け入れ準備を強化し、受入先事務所によるばらつきを可能な限り少なくすべきである。また、選択型実務修習においては、ホームグラウンドの事務所と修習委員会の連絡・連携を強化するとともに、法曹の活動領域拡大を視野に入れたプログラムを早期に準備して、修習生に周知徹底する必要がある。

以上の諸課題を東弁として総合的に進めるために、法曹養成センターと司法修習委員会を中心に関連委員会が十分連携できるよう、執行部として政策的な配慮を行うべきである。

# 第5 弁護士会のあり方

## 1 法律相談センターの再生のために

### (1) 法律相談センターの現状と役割

① 東弁では、東弁単独運営の法律相談センターとともに、一弁、二弁と合同で運営している相談センターを設けている。各法律相談センターは、市民のリーガルサービスへのアクセス確保の機能、役割を果たすと共に、近年では若手会員の事件受任の窓口という役割をも担っている。

② しかし、各法律相談センターでは、相談件数が年々減少し続け、近年は法律相談事業そのものが赤字となり、2014年度にはその額も7,000万円以上にもものぼり、東弁の財政を逼迫させる要因となっている。

③ ただ法律相談センターの上記機能、役割を踏まえると法律相談センターの収支が赤

字であるからといって即廃止・撤退と結論づけるわけにはいかない。

そこで法律相談センター事業を改革し再生するために何が必要か検討することが重要である。以下では、各法律相談センターの現状を踏まえつつ、その対策について述べることにする。

### (2) 各法律相談センターの今後のあり方とその対策

① 錦糸町法律相談センターは、東弁単独の法律相談センターとして運営することになり、賃料等固定費の削減を図るため別ビルに移転することとなった。また相談料も千葉県弁護士会にならい2,000円とし、相談者の増大を見込む。

渋谷法律相談センターは、國學院大學法科大学院の募集停止に伴いクリニック教育に対する寄与という側面は失われるとともに、相談件数も極めて少ないことから廃止

も検討せざるを得ないといえる。

池袋法律相談センター及び北千住法律相談センターは、引き続き人件費等固定費を削減し収支の改善を図ることが必要である。

多摩地域の法律相談センターに関しては、とりわけ町田地域が喫緊の課題を抱えている。第一東京弁護士会が運営していた町田法律相談センターの廃止により三会ないしは東弁単独運営の法律相談センターの設置が急務となっている。

- ② また各法律相談センターの収支改善とは別に、相談事業そのものの活性化のために相談件数、受任件数の増加を図ることが必要である。具体的にはインターネット予約や電話相談、ベテラン弁護士と若手弁護士との共同受任制度の実施、広告宣伝、法律相談センター独自の顧客管理、近隣自治体や消費者センター、社会福祉協議会、児童相談所等との提携強化などの様々な対策が必要である。
- ③ 他方、各法律相談センターの改革のみならず、デパート・スーパー等での相談等々、より市民が身近に法律相談に足を向けることができるような環境整備も必要と考える。
- ④ 報告書未提出者に対する報告書提出を強く求め、納付金滞納者には、その支払督促及び納付金の回収を徹底すべきである。
- ⑤ 最後に、相談料の減額、弁護士日当の廃止、納付金額のさらなる増額改定等々についても検討が必要である。

## 2 若手が弁護士自治の担い手となるために

### (1) 若手をめぐる状況

2015年12月現在の東弁会費（月額）は、一般会費1万8500円、新会館臨時会費5000円、日弁連会費（月額）は、一般会費1万4000円、特別会費5000円である。新規登録後4年間は、金額が減額されているが、65期以降は、司法修習貸与金債務の返済が登録5年経過後から開始されるので、一般会費の増加の時期と重なり、負担が急激に重くなることが懸念される。日弁連が2014年夏行った現新65期、66期会員の就業状況等に関するアンケート調査結果（送付数3618名／有効回答990名）でも、奨学金債務または司法修習貸与金債務を負担する者は、990名中843名（85.2%）に上り、債務総額が「700万円以上」の者が198名もいる。就業先または就業形態を変更したいと思う者は、990名中430名（43.4%）、経済的な不満や不安を動機とする者が多い。登録取消を考えたことがある者は990名中177名（17.9%）で、このうち会費負担が重いことを理由とするものが98名に及ぶ。

### (2) 会費

若手会員の会費負担は近年大きな課題であるが、現在、東弁においては、新会館臨時会費について、50万円から40万円への減額が検討されている。新会館臨時会費は当初の130万円から漸次減額されているが、同会費は若手にとって納得感の薄いものであり、減額を進めるべきである。将来的には、同会費を0にする方向で検討すべきであると考えられる。

また、上記のとおり、65期から始まった司法修習の貸与制における貸与金の返還が、登録5年を超えたときから開始される。したがって、登録5年目以降は、弁護士会の会費の減額がなくなる上に貸与金の返還が始まり、一気に経済的負担が増すことになる。このような負担の軽減のために、弁護士会費の減額を登録10年目まで行うなどの対策が考えられる。

2015年度から東弁において0歳～2歳までの子をもつ会員について育児期間の会費免除の要件が緩和され、免除件数はかなり増加している。男女共同参画を主目的とした制度であり、幼い子のいる男女を問わない若手会員の負担軽減という意味があり、制度の周知をさらに徹底すべきである。また、日弁連（6か月）と東弁（8か月）で免除期間が異なることに必然性があるとは思われないため、期間を8か月と統一するべきである。

### (3) 会務への参加

近年、若手会員の人数が増大し、若手の顔が見えないと言われるところ、弁護士会の選挙に若手の関心を持ってもらい、若手の意思を会務に反映することは極めて重要である。

### (4) 法律相談、研修

現在も、弁護士会の法律相談を事件受任の機会として期待している若手は多く、法律相談の枠の有無は収入に直結する。したがって、法律相談枠の若手への優先的な割り振りを検討すべきである。ただし、経験の少ない弁護士による相談の質の低下を防ぐためには、少なくとも登録2年目までの弁護士は登録10年以上の弁護士との共同受任を義務化するなど、質の確保にも配慮する必要がある。

また、弁護士会の研修に関し、各法律相談名簿の登録要件となっている研修については、申込開始直後にすぐに満席になってしまうという傾向が見られる。名簿への登録希望者が確実に受講できるよう、クレオの確保や中継での受講などの柔軟な対応が望まれる。

### (5) 若手会員総合支援センター

2014年9月から、東弁の新たな委員会として若手会員総合支援センターが発足した。今年度の活動として、東京ドームのイベントへのブース設置、独立開業マニュアルの作成、松坂屋上野店での法律相談企画、会員向けアプリの準備などが行われている。

若手といっても、早期独立弁護士、勤務弁護士、インハウス等、立場によって求める支援の形は様々であるため、施策の実施にあたっては、それぞれに対応してきめ細かくニーズを汲み取る必要がある。

### (6) おわりに

近年は、若手弁護士から弁護士会の強制加入制廃止などの意見が出ることもあり、また、弁護士が開設するブログ等でも弁護士会の活動に対する批判的な言説が多く見られる。このような動きは、弁護士会が若手会員の持つ不満に対応できていないことを示すものと考えられる。

しかしながら、強制加入制廃止は弁護士自治の根本を揺るがすものであり、到底賛同できるものではない。今後は若手こそが弁護士自治の担い手となることが望まれる。

## 3 男女共同参画の一層の推進をめざして

- (1) 2015年度は女性副会長が3年ぶりに就任した。東弁の女性会員は2015年8月31日現在全体の19.19%を占め、男女共同参画の点から理事者には女性会員が含まれるべきであり、ポジティブアクションとして、副会長のうち1名を女性枠とするクォータ制の5年程度の時限的導入が望まれる。「副会長の職務に関するガイドライン」に基づき、2015年度には委員会への出席などを合理的範囲で見直しが行なわれており、職務内容の合理化による副会長の執務時間の短縮が進められるべきである。
- (2) 家庭生活（出産、育児、介護）と仕事の両立の支援として、財政面では育児期間中の会費免除の要件が緩和され、会務活動免除に関する規則が改正されて、育児期間中の会員に対する一層の支援がなされた。会務活動の面では、メーリングリストを活用し、育児期間中でも委員会との関わりを確保できるようにし、電話会議での参加の検討、委員再任の委員会推薦にあたって前年度が育児期間中であったことは配慮されるべきである。弁護士会館内での一時保育施設設置について2011年7月から2015年5月までの産前産後会費免除申請者及び育児従事会費免除申請者ら約530名にアンケート調査を行なったところ、約180名から回答があり130名近くが会館内に一時保育施設があれば利用する機会がある、裁判期日出頭、研修、講座受講、委員会出席、事務所出勤、打ち合わせ、子どもが病気のときなどに利用したいと回答した反面、4階和室を利用したことがある者は0であった。弁護士会がベビーシッターを手配して4階和室を保育に使用する場合、認可外保育施設に該当しうることから慎重な対応が必要であり、まずは研修やシンポ時に会員にベビーシッター派遣業者の情報を提供して会員と業者が契約し4階和室で託児を行なうことから推進されるべきである。
- (3) 弁護士会館竣工時の女性会員の割合は約8%であったところ、2015年は19%を超えており、女性会員室は拡張されるべきである。
- (4) 女性社外役員候補者名簿提供事業の需要はまだ少ないが、コーポレートガバナンスコードの適用開始やダイバーシティの推進をうけて企業対象のシンポジウム開催を通じて積極的広報活動が展開されている。名簿提供先として一部上場企業から今後は非上場企業も視野に入れるべきであり、一層の推進を行う。
- (5) 業務における差別的取り扱いやセクハラ・性差別の解消の面では、まず2015年の新規登録弁護士を対象としたアンケートの結果、当会ではないが深刻なセクハラの実験が複数回答されており、セクハラの実験の内容を充実させることが必要である。当会のセクハラ・性差別相談窓口の利用実績は極めて少なく、相談担当者が会員であることが利用を躊躇させているとの指摘があるので外部のカウンセラーを担当者にいれ弁護士会経由でなく相談できる体制が検討されるべきである。女性会員が出産・育児を

する場合の処遇等については、育休後の仕事の継続について不安があるとの声が聞かれることから、弁護士会として法律事務所の産休育休前後の職務の在り方に関するガイドラインが提示できることが望ましい。

## 4 都市型公設事務所のあり方

(1) 東弁は、2002年から現在に至るまで、4つの公設事務所を設立し、各公設事務所は、その設立目的を達成すべく活動してきた。すなわち、東京パブリックは、任官推進事務所としての機能とともに、都内での市民の司法アクセス改善のため、豊島区役所等と密に連携をとりながら、その活動範囲を広げてきた。そして、全国の司法過疎を改善するために、ひまわり法律事務所や法テラスへの人材派遣を担うようになった。2012年からは外国人のリーガルアクセスの拠点として、三田支所の開設も行った。北千住パブリックは、刑事対応型法律事務所としての機能を主眼にしつつも、足立区を初めとする地域密着型の法的サービスも提供し、さらに地方への人材派遣も行ってきた。特に刑事事件に関しては、多くの若手弁護士が無罪判決を獲得する状態が生まれており、また、所属弁護士が裁判員裁判や重大事件への対応をし、他方、東弁及び日弁連で刑事関連の委員会等の活動をしている。渋谷パブリックは、他の事務所と同様、法的サービスや人材派遣及びその育成を行いながら、主に法科大学院での臨床教育を担い、次世代の法曹養成に関与してきた。現在、渋谷パブリックでは、慶應大学や中央大学の法科大学院でもリーガルクリニックの活動を始めている。多摩パブリックは、広範な多摩地域でのリーガルサービスを提供すべく、多摩地域での市町村と連携を取り、同地域でのリーガルアクセスの向上を目指して活動をしている。刑事事件に関しても、同地域での裁判員裁判や被疑者国選への対応を担ってきた。なお、これら事務所は、裁判官や検察官の他職経験事務所にもなっている。

このように、東弁は、4つの公設事務所を通じて、本来は弁護士及び弁護士会が担うべきであろう機能を実現し、一定程度、社会への職責を果たしてきた。

(2) しかし、今日、公設事務所を取り巻く状況、中でも経済的問題は厳しい。まず、そもそも公設事務所が担うリーガルアクセスの拠点としての活動は、当然、自力で弁護士を利用しにくい市民層が対象となることが多い。特に国選事件は、困難な事件となることも多く、各公設事務所の経済的状況は厳しい状態になりがちである。と同時に、所属弁護士に任期があるため、弁護士の移動に伴い、事務所の収入が減少する構造が存在し、結果、東弁が財政出動をする状況に至る。他方、東弁会員の中には、弁護士数の増加や他土業の法的サービス活動のため、弁護士を取り巻く経済的状況は必ずしも芳しくなく、それゆえに、東弁内では、公設事務所への財政出動に対して厳しい視線を向ける会員もいる。

なお、渋谷パブリックは、設置されている國學院大学法科大学院が学生募集停止を

したことに伴い、今後、同事務所で形成されてきたリーガルクリニックのノウハウの継承等が喫緊の課題となる。

(3) 今後、東弁は、前記状況下で、会員に対して各公設事務所の活動を可能な限り具体的に伝達しながら、公設事務所のあり方を検討していくことになろう。

その際、4つの公設事務所を通じて東弁が実現してきたこれまでの機能をどのように評価し、また、その機能を東弁会員全員が代替できるのかを意識することが重要であり、会財政の視点はもとより、所属弁護士の任期制の是非や弁護士会の果たすべき社会的な責務という本質を議論することが必須となる。

## 5 会費問題

会員の経済状況は依然として厳しく、受け入れ側の既存の法律事務所の経済状態も一向に好転していない。会費負担への不満が増幅すれば、強制加入団体である弁護士会の自治を瓦解させる動機にもなりかねず、会財政の許容する範囲内で会費負担の軽減を図ることは今後とも取り組むべき課題である。

この点、2014年度に「会費減免手続の変更及び会費の納付猶予制度の新設」「育児従事期間の会費減免制度の変更」がそれぞれ可決され、2015年度には、一般会費の500円の減額が臨時総会において可決される見通しである。さらに会費負担を軽減するとすれば、司法修習貸与金制度が導入された新旧65期以降の会館臨時会費の徴収期間を延ばして月あたりの納付額を減額することや、一律1万8500円の定額である一般会費を登録年によって軽重をつけることも考えられよう。もっとも、会財政は、東弁の活動を支える基盤であり、会費収入は最も重要な収入源であるから、会費負担の軽減は、安定的な会財政とのバランスに配慮しつつ実現されるべきである。

## 6 不祥事対策

弁護士の不祥事が絶えない。不祥事は弁護士自治の崩壊を招く危険性があるとの認識を会員すべてが持つ必要がある。

不祥事には大きく3つの流れがある。一つは若い会員に対しても苦情が増大しているということ、二つ目はメンタル面に支障をきたしたことによる業務放置、そこから広がる不祥事、三つ目は経済状況の反映でもあるのか、お金に絡む不祥事である。

60期以降の若手会員にも広がる苦情とは、態度が横柄で悪い、連絡がつかない、聞いても説明しないなど、ある意味社会人として対応ができていないことによる苦情である。メンタルに支障をきたしたことによる事件放置は、市民窓口寄せられる苦情から判明することも多い。精神的に支障をきたす原因は人それぞれであると思われるが、この苦情は老壮青問わず存在している。そして最後のお金にまつわる苦情である。これも市民窓口に、預り金を清算してくれない、和解金が入ったはずなのに返してもらえない、さらには費用が高すぎるといふものまで寄せられる。このような苦情のほか、会費の滞納情報などが合わさるとかなり危険な水域に達していると判断される。

このような状況をどのように変えていくの

か。

一つは、研修である。現在の研修体制に加え、ストレスフルな社会状況の中、社会人としての対人マナーなどを新人の時点で教えることや、クラス別研修最後の過程に倫理研修を盛り込むなどを検討するべきである。

二つ目のメンタル問題であるが、現在弁護士会では業務上の処理などに悩む会員への会員サポート窓口、弁護士国民健康保険組合によるカウンセラー事業等が行われている。しかし、会員への周知がまだまだ不十分なのではないか。この周知を図るとともに、市民窓口への苦情を端緒とした調査をより充実させることが必要である。

三つ目の経済状況に伴う金銭不祥事であるが、現在の非弁提携対策本部の活動をより広範に行えるような規則制定が求められる。事務所の経費口座もきちんと提出させることも不祥事防止の観点からは必要である。また、原則広告自由化に伴って、広告費用の過重な負担により債権者による破産申立てを受ける会員も出現している。広告自由化のリスクを会員へより広く周知する必要がある。

以上のような対策とともに、市民からの信頼を確保し弁護士自治を維持する方策の一つとして、現在日弁連で議論されている依頼者保護給付金制度を早期に確立する必要がある。